

議案第 2 号

特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 17 日 提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

一般職の給与改定、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 73 号）を踏まえ、改正する必要があるため提案する。

特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例（昭和47年南風原村条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。